令和８年度 緑の募金事業に係る留意事項

（公財）和歌山県緑化推進会の「緑の募金事業」を申請される方は、「緑の募金事業募集要領」及び「緑の募金実施要領」と併せて本紙記載の留意事項を熟読いただきますようお願いします。

１．事業採択について

① 採択の可否につきましては、本会の運営協議会、理事会にて審査を行い決定します。

② 同一箇所（隣接地を含む）において、他事業等の補助・助成を受けている、または、受ける見込みのあるものは対象外となります。

２．事業計画について

① １事業あたりの交付金の限度額は４０万円です。
※申請総額が予算額を上回る場合は、交付金限度額を予告なしに調整しますので御了承下さい。

② 機械・器具の購入については、事業実施に最低限必要な数量とし、簡易なもの（クワ、カマ等の人力用器具）に限定します。ただし、申請事業に不可欠と認められる場合、チェーンソー、刈払機等の動力機械の替刃等の消耗品の購入及びそれら動力機械の燃料費を含めることができることとします。

③ 資材費は、苗木・肥料・土壌改良材・支柱・植栽木の獣害防止に必要な資材等の緑化資材の購入費とします。

④ 請負施工により事業を実施する場合は、資材費のみを交付対象とします。
ただし、環境整備に係る外部委託費については、安全上問題があるなど外注せざるを得ないものに限り人件費を含むことを可としますが､外部委託費を必要とする場合は､その後の管理も含めて事務局(最寄りの地方緑化推進会(振興局農林水産部林務課内))に相談した上で計上することとします。また、申請の対象経費が環境整備に係る外部委託費のみの場合においても、併せて申請者が主体となった活動を実施する場合は経費対象とする。

⑤ 植栽については、緑化樹木（木本類）とし、苗木１本あたり１万円（税込み）を上限とします。

⑥ 「和歌山の森林及び樹木を守り育てる条例」により、原則、植栽樹種は、和歌山県郷土樹種使用指針の樹種とします。
（和歌山県郷土樹種使用指針 URL：http://wakayama-ryokusui.jp/contents/green_dl.html ）
（※和歌山県みどりの少年団連盟に加盟している団体に限り、草本類等の植栽及びそれに係る経費を交付対象としますが、併せて緑化樹木を植樹するよう努めて下さい。）

⑦ 事務費は、事務用品費、印刷費、通信費、その他とし、事務費の合計は交付対象経費全体の 20%以内とします。

⑧ 人件費や弁当代等の食料費は、交付金の対象となりません。

⑨ 事業計画は、具体的な活動内容を記載し、積算根拠となる見積書等を必ず添付して下さい。

⑩ 森林整備並びに緑化の事業計画地については、必ず所有者の同意を得て、書面により確認し、申請書に添付して下さい。なお、植栽後の管理についても書面に記載するようにして下さい。

⑪ 緑化事業を行う場合は公共施設、もしくはそれに準ずる施設が対象になります。
該当するかどうかは、市町村緑化推進会又は地方緑化推進会にて確認させて頂きます。

３．交付金について

① 交付金の支払いについては、「事業完了」→「実績報告」→「額の確定」の事務処理が終了した時点で、請求書に基づきお支払いします。

② 事前に必要な経費については、交付金の１／２以内の概算払い制度がありますのでご利用下さい。

４．募集期間について

令和８年６月１０日　（水）～ 令和８年７月１０日（金）

５．実績報告について

① 写真は、施工前（全体がわかるもの）、施工中、施工後（施工前と比較が出来るもの）を撮影し、実績報告に添付して下さい。

② 購入資材ついては、数量が確認出来る写真を実績報告に添付して下さい。
特に肥料等の使用後に形が残らない資材は、納品時に購入数量が確認出来るよう写真を撮影して下さい。

③ 指導者等については、必ず人数が確認できるように指導中の写真を撮影して下さい。

④ 申請時点と実施時点で資材等の規格・数量に大幅な変更がないようにして下さい。
植樹場所の変更、資材等の規格・数量の大幅な変更、経費配分に大幅な変更が生じる場合は、事前に計画変更等の承認を受けて下さい。

⑤ 実績報告時に規格の分かる書類（納品書等）を添付して下さい。

⑥ 領収書の写し等の支出に関する書類は必ず添付して下さい。
なお、領収書の添付が遅れる場合は、実績報告時に請求書と納品書を添付し、後日、改めて領収書を送付して下さい。

６．その他

① 事業が採択された場合は、「緑の募金事業」の標柱を配布しますので、必ず現場に設置して下さい。

② 参加者の集合写真や植樹している写真は、普及啓発資料として使用させて頂く場合がありますので、実績報告に添付いただきますようお願いします。
（可能であれば、データでの提供もお願いします）

【注意事項】

※納品書（レシート等）・領収書（請求書）が無い場合、交付金が認められない場合がありますので、必ず添付をお願いします。

※購入物品が写真で確認出来ないときは、現地確認を行う場合があります。
確認出来ない資材等につきましては、交付金が認められない場合がありますので、必ず数量が確認出来る写真の添付をお願いします。

※緑の募金事業を活用して植栽する場合、申請団体等が苗木や資材等を購入し、申請団体等が自ら実施することを前提としていますので、御留意下さい。